

＊ ＊軽自動車税の身体障害者減免について＊ ＊

北栄町では、心身に障害のある方にかかる軽自動車等について、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税を減免する制度があります。

【減免の対象となる場合】

- 1 心身に障害のある方本人が運転する場合
- 2 心身に障害のある方のために生計を一にする方が運転する場合
- 3 心身に障害がある方のみで構成される世帯(※1)において、心身に障害のあるかたのために常時介護する方が運転する場合

(※1) 詳しくは税務課にお問い合わせください。

【減免の要件】

	本人運転分	生計同一者・常時介護者運転分
障 害 の 範 囲	裏面をご覧ください	
自動車の所有者	心身に障害のある方本人	心身に障害のある方本人又は生計同一者
自動車の使用目的	もっぱら身体障害者等本人が運転するものであれば、特に制限はありません。	もっぱら身体障害者等の通学・通院・通所・生業のために継続・反復(※2)して使用されるものに限ります。(※3) ※2 使用回数など、詳しくは税務課にお問い合わせください。 ※3 証明書が必要なものがあります。

【申請方法】

毎年、期間内に役場税務課への申請が必要です。

申請には身体障害者手帳等の写し、運転する方の運転免許証の写し、使用目的に応じた証明書などが必要です。詳しくは税務課にお問い合わせください。

平成 20 年度申請期間:平成 20 年 4 月 25 日～平成 20 年 5 月 26 日

受付は税務課（大栄庁舎）、総務課分庁総合窓口（北条庁舎）で行います。

〈お問い合わせ先〉

北栄町役場税務課（大栄庁舎）

電話 37-5865

このちらしでは、制度の概要をお知らせしています。減免の対象になるかどうかなど、詳しいことはお気軽に上記までお問い合わせください。

減免の対象となる障害の範囲

《身体障害のある方で身体障害者手帳の交付を受けている方》

障害の区分		本人運転分						生計同一者・常時介護者運転分					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障害		△	○	○				△	○	○			
平衡機能障害		△	△	○	△		△	△	△	○	△		△
音声機能障害		△	△	○※1			△	△	△			△	△
上肢不自由		○※2	○※2					○※4	○※4				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○※3	○	○	○※5			
体幹不自由		○	○	○	△	○	△	○	○	○	△		△
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○					○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障害		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
じん臓機能障害		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
呼吸器機能障害		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
ぼうこう又は直腸の機能障害		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
小腸の機能障害		○	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○		△	△	○	○	○		△	△
注 意 事 項		※1 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り。 ※2 身体障害者手帳に左上肢不自由及び右上肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。 ア 右上肢3級かつ左上肢3級 イ 右上肢3級かつ左上肢4級 ウ 右上肢4級かつ左上肢3級 ※3 左下肢7級かつ右下肢7級を含みます。						※4 身体障害者手帳に左上肢不自由及び右上肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。 ア 右上肢3級かつ左上肢3級 イ 右上肢3級かつ左上肢4級 ウ 右上肢4級かつ左上肢3級 ※5 右下肢4級かつ左下肢4級を含みます。					

※斜線には障害の等級がありません。空白は減免対象外です。

《身体障害のある方で戦傷病者手帳の交付を受けている方》

税務課へお問い合わせください。

《知的障害のある方》

療育手帳の障害の程度の欄に「A」の表示のある方

《精神障害のある方》

精神障害者福祉手帳に1級の表示がある方

(自立支援医療受給者証を交付、または通院医療費受給者番号欄に自立支援医療受給者番号が記載されているものに限る)